

令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

五本木 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき学童保育クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならないことを理解し運営に当たっている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	「遊び等の活動拠点」と「生活の場」としての機能を備え、安心安全にすごせるようになっている。また、子ども理解に努め、学校や地域団体協力した育成支援の内容を考えるよう努力している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちが安全に安心して過ごせる「遊び及び生活の場」として環境整備に努めている。(専用ロッカーや下駄箱の設置、休養室の設置、遊びや食事、学習スペース等)
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者会、連絡帳、個人面談、月のお便り等で子どもの様子について伝え合いを大切にし、信頼関係を構築できるよう努めている。また、子ども理解や運営について学校とも連携を図り、利用者支援にあたっている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○放課後児童支援員が与える言動が子どもたちに与える影響を念頭におき、日々の保育に努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○放課後児童支援員が与える言動が子どもたちに与える影響を念頭におき、日々の保育に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情があれば丁寧に対応し、適切な解決にあたることができるよう努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○職員の質の向上の為、打ち合わせと保育の振り返りを日々職員間で行っている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども一人ひとりの状況把握に努め個々の個性を大切に事業運営を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○児童館・学童保育クラブ運営指針に基づき、子どもたち一人ひとりが豊かな集団生活送れるよう、年間計画を立て、状況に合った事業を工夫し運営している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもたちを取り巻く環境や個別課題について職員間で情報共有を行い、それを踏まえた育成支援の指導を行えるよう努めている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害のある子どもを地域で生活する子どもの一人として、共に成長することができるよう、職員配置や環境整備を行い、受け入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障がいのある子もいない子も、共に理解し合い成長できる支援が行うことができるよう、実践検討を行い障がい理解に努めている。また、関係機関と連携することにより、より丁寧な育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童館、学童で協力し、学校や主任児童委員等と連携協力を図りながら、必要に応じて対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○児童館、学童で協力し、学校や主任児童委員等と連携協力を図りながら、必要に応じて対応している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○個人情報保護と守秘義務について館長を中心に個別の情報を共有し、秘密保持について共有した上で対応している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○主に連絡帳を用いて日々の欠欠や子どもたちの様子について共有している。また必要に応じて電話等で直接連絡し児童館の状況をほごsyときょうゆうしている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○信頼関係構築の為、日々丁寧な関わりを持って気軽に相談して頂けるよう努力している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○父母会は子どもにかかる団体として日常的に協力し合い子どもたちの活動を支援し合っている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもたちが学童保育クラブの生活で、生き生きと通うことができるよう、事業計画や日々のプログラムを考えている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	子どもたちが学童保育クラブの生活で、生き生きと通うことができるよう、事業計画や日々のプログラムを考えている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	必要に応じて連携協力を行っている。(育成部会/ランドセルひろば/学級担任との懇談等)
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	入所にあたり、必要に応じて支援を必要とする児童の情報共有や保育観察を実施したり、近隣公立保育園の卒園式に出席する等をして連携を図っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	住区住民会議が主催する事業に参加して協力連携を図っている。また近隣学童保育クラブとの連携も図っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	ランドセル広場を利用するにあたり、ルール等確認を行っている。また、その都度必要に応じて確認を行っている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	併設児童館のルールや活動時間を確認し相互に協力し合っている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	子どもたちが集団生活を送るにあたり、施設内、遊具、食器等の消毒を行うと共に、手洗い消毒の徹底を行っている。感染症対応について入所時や保護者会にて随時周知している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	救命講習やアレルギー対応の研修を受け、事故やケガの発生時に迅速且つ適切な対応ができるようになっている。
	(3)防災及び防犯対策	○	「目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル」に沿って五本木児童館学童保育クラブ独自の防災防犯対策を行い、毎月の避難訓練や備蓄品を確保している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	子どもたちが通る道についての安全確認を毎年行い安全マップを作成している。また、入所時や保護者会にて登所及び帰宅の安全について確認している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント	
18 施設及び設備	(1)施設	○	児童館内に占有の育成室があり遊びと生活の場を有している。	
	(2)設備、備品等	○	子どもたちの遊びや生活を豊かにするための備品及び消耗品について用意し、定期的に見直し入れ替えをしている。	
19 職員体制	(1)職員配置	○	目黒区の配置基準に基づいて配置している。	
	(2)育成支援の実施	○	受入定員50名で一支援単位として育成支援を行っている。	
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。	
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。	
20 子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22 利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24 労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。	
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
	(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。